

政府からのお知らせを取りまとめた冊子です。

点字・大活字広報誌

ふれあい らしんばん

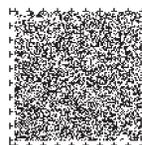
Vol. 98

.....

2024年
7月発行



より多くの方に読んでいただくために、
回覧用、貸し出し用としてぜひご活用ください。



目次

知っておきたい相続の基本。

大切な財産をスムーズに引き継ぐには？…1と51

空き家の活用や

適切な管理などに向けた対策が強化。

トラブルになる前に対応を！……………17と66

インターネット上の偽情報や

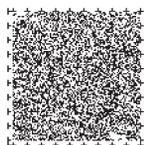
誤情報にご注意！……………29と77

国産木材を利用して、

日本の森林を元気に保ちましょう……39と86

「ふれあいらしんばん第98号」は、

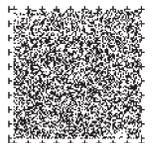
1～50ページまでを点字、51～96ページまでを
大活字にて表示しています。



知っておきたい相続の基本。 大切な財産を スムーズに引き継ぐには？

.....

相続は、一生に何度も経験するものではありませんが、自分の財産を残すときや、親などの財産を受け継ぐときに必ず発生するものです。ときには大きなトラブルに発展することもあるため、基本的なルールや仕組みを理解して必要な準備を行ったり、家族で話し合ったりできるように、相続の基本についてご紹介します。

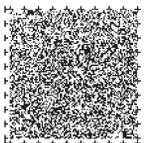


.....

**Q. そもそも相続とは、
どのようなものなののでしょうか？**

A. 相続とは、亡くなった人の財産などの権利、義務を残された家族などが引き継ぐことを言い、基本的なルールは、民法で定められています。相続には、大きく分けて、「法定相続」と「遺言相続」があります。遺言書がある場合は、原則としてその内容が優先されますが、遺言書がない場合などには、民法の相続のルールに従って、遺産分割協議により、決められた人が決められた分を相続することになります。

.....

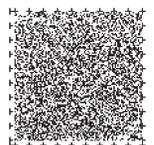


.....

**Q. 法定相続で相続人になることができるのは、
どのような人ですか？**

A. 亡くなった人の配偶者と、子や孫、父母、兄弟姉妹などの血縁関係にある人です。子には養子や法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子も含まれ、胎児も死産の場合を除き相続人に含まれます。これら民法で定められた相続人になれる人を「法定相続人」と言います。なお、内縁関係のように事実婚の状態にある人、離婚した元夫や元妻は法定相続人に含まれません。

.....



.....

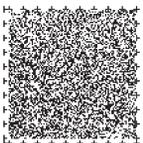
Q. 相続人の範囲と順位は

どのように定められているのでしょうか？

A. 亡くなった人の配偶者は常に相続人となります。その上で、血縁関係のある相続人には次のとおり順位と範囲が定められています。

- 第1順位：死亡した人の子
- 第2順位：親
- 第3順位：兄弟姉妹

順位に従って、まず「配偶者と子」が相続人となり、子や孫がない場合は「配偶者と親」というように、先の順位の人がない場合に限って、後の順位の人が相続人となります。また、同じ順位の人が複数いる場合は、その全員が相続人になります。本来相続人となる



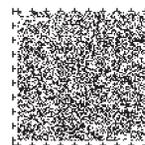
ことができる人が、相続の開始時に既に死亡していた場合などは、民法で定めるルールに従ってその人の子などが代わって相続人となります。

.....

**Q. 複数の相続人がいる場合は、
どのように分配されるのでしょうか？**

A. 相続財産は相続人全員で共有することになり、相続財産に対する各相続人の相続する持分は、遺言によって指定された「指定相続分」と、遺言がない場合に適用される「法定相続分」があり、遺言による指定相続分の方が優先されます。

.....



.....

**Q. 遺言のない法定相続の場合は、
どのように分配されるのですか？**

A. 法定相続は、相続人の順位によって割合が変わり、例えば、次のような場合があります。

● **配偶者のみの場合**

全部が配偶者の持分になる。

● **配偶者と子の場合**

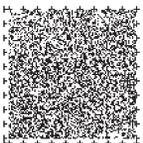
配偶者が2分の1で子が残りを均等に分ける。

● **配偶者と父母の場合**

配偶者が3分の2で父母が残りを均等に分ける。

● **配偶者と兄弟姉妹の場合**

配偶者が4分の3で兄弟姉妹が残りを均等に分ける。



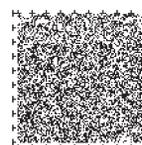
なお、同順位の相続人が複数いる場合は、原則として持分を均等に分けることとなります。また、法定相続分は相続人同士の遺産分割の話し合いで合意ができなかったときに適用される分割割合であり、必ずこの割合で分割しなければいけないわけではありません。

.....

Q. 遺産の分け方を相続人同士が話し合いで決める場合は、どのような手続きが必要ですか？

A. 亡くなった人の相続人全員で遺産の分け方を話し合い、合意する手続きを「遺産分割協議」と言います。法定相続分や遺言の内容と異なる割合で相続分を決めることも可能です。協議が成立したら、誰がどの財産をどのような割合で相続するのかを記載した「遺産分割協議書」を作成します。

.....



.....

**Q. 自分が相続人になった場合は、
必ず相続しなくてはならないのでしょうか？**

A. 遺産にはプラスの財産だけでなく、借金などの負債も含まれています。そのため、相続に当たっては次の3つの選択肢が用意されています。

● **単純承認**

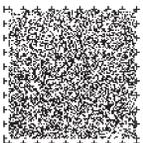
全ての財産を相続する。

● **限定承認**

相続によって取得した資産を限度に負債を引き継ぐ。

● **相続放棄**

全て相続しない。

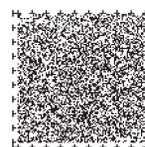


なお、相続の開始があったことを知った日から3か月以内に、限定承認の場合は相続人全員で、相続放棄の場合は放棄する相続人が単独で、家庭裁判所へ限定承認又は放棄の申述をしなくてはなりません。単純承認の場合は、手続きは必要ありません。

.....

Q. 相続人ではない親族は、たとえ亡くなった人の療養介護や看病などを長期間にわたって行っていた場合でも、遺産の分配を受けることはできないのでしょうか？

A. 遺産の分配はありませんが、無償で療養介護などに貢献し、亡くなった人の財産の維持や増加に特別の寄与をした場合は、相続人に対して金銭の請求をすることができます。相続人との間で協議ができない場合は、家庭裁判



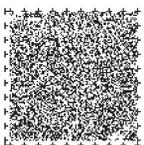
所の調停手続などを利用することもできますが、申立てをできる期間が決まっています。

.....

Q. 遺言書が存在すると、具体的にどのようなメリットがあるのでしょうか？

A. 次のようなメリットが挙げられます。

- 民法上相続人に含まれない内縁関係の人や血縁関係にない人などに遺産を分配できる。
 - 自分の意思で遺産の分配を決められる。
 - 特定の遺産を特定の相続人に相続させられる。
 - 相続人の間での争いを防止する効果も期待できる。
-



.....

Q. 遺言書はどのように作成するのでしょうか？

A. 遺言書は、満15歳以上で意思能力があれば、誰でも作成することが可能です。一般的に多く用いられる方法としては次の2種類があります。

● **自筆証書遺言**

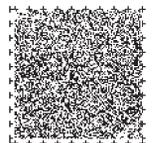
遺言者自らが遺言の全文、日付、氏名を手書きして押印する。

● **公正証書遺言**

公証人が遺言者から聞いた遺言の趣旨を記載して作成する。

なお、自筆証書遺言を発見した相続人などは、遺言者の死亡を知った後、偽造や改ざんを防ぐため、開封する前に家庭裁判所で検認を受ける必要があります。

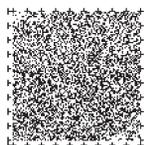
.....



.....

Q. どのように保管しておくが良いですか？

A. 公正証書遺言の場合は、公証役場で保管されます。そのため家庭裁判所の検認は不要です。一方で、自筆証書遺言書は自宅で保管すると紛失などのおそれがあり、相続をめぐるトラブルの原因になることがあります。そこで、2020年から、「自筆証書遺言書保管制度」が開始され、法務局で自筆証書遺言書をより安全に、安心して保管できるようになりました。この制度を利用すると、家庭裁判所の検認が不要になり、遺言者が亡くなった後、通知によって遺言書の存在を相続人などにお知らせできるなどのメリットがあります。2023年には制度が改正され、保管を申請できる法務局の管轄が拡大したり、通知先が複



数指定可能となったりするなど、より利用しやすくなりました。

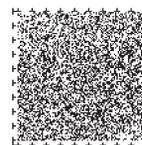
.....

**Q. 生前の贈与や遺言などで、
遺族の相続分がなくなることもありますか？**

A. 亡くなった人は、生前に自身の財産の行方を遺言によって自由に決めることができますが、遺族の生活の保障などのために、生前贈与や遺言でも奪うことのできない一定の制約があります。これが「遺留分」です。遺留分の割合は次のとおりで、遺留分を有する相続人が複数いる場合は、遺留分を法定相続分によって分け合います。

● 配偶者や子などの場合

法定相続分の2分の1



● 父母などのみの場合

法定相続分の3分の1

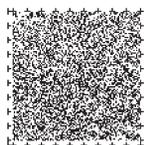
● 兄弟姉妹のみの場合

遺留分なし

.....

**Q. 他にも相続に関わる制度があれば
教えてください。**

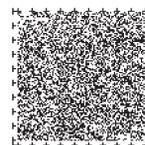
A. 亡くなった人の葬儀費用などの必要な支出に対応するために遺産分割前でも一定の預貯金の払戻しを認める制度や、亡くなった人が所有する建物に配偶者が住んでいる場合に、一定の要件を満たせば賃料の負担なく住み続けることができる「配偶者居住権」があります。また、2024年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。不動産を相続したこ



とを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。2024年4月1日より前に不動産を相続した場合であっても、相続登記がされていないものは、義務の対象となります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料の適用対象となりますので、忘れずに登記しましょう。なお、政府広報オンラインにおいても、相続について詳しく紹介していますので、「政府広報オンライン 相続の基本」で検索してみてください。

.....

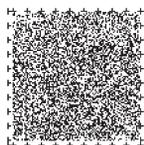
大切な財産をトラブルなくスムーズに引き継ぐためにも、相続の基本的なルールや仕組みを理解し、必要な準備を行ったり、家族で話し合ったりすることが大切です。いつか来るご自身やご家族が亡くなった後のことを、是非この機会に話し合ってみてください。



空き家の活用や適切な管理など に向けた対策が強化。 トラブルになる前に対応を！

.....

現在、日本では空き家が増え続け、使用目的のない空き家の数はこの20年間で約2倍に増加しています。空き家を放置すると大きなトラブルにつながりかねません。その対策として「空家等対策の推進に関する特別措置法（通称、「空家法」）」が制定され、2023年に改正されました。ここでは、空き家の活用や適切な管理方法についてご紹介します。



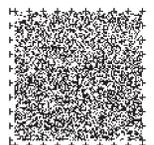
.....

**Q. 空き家を放置すると、
どのようなデメリットがあるのでしょうか？**

A. 主に次のようなデメリットがあります。

● 近隣住民への迷惑

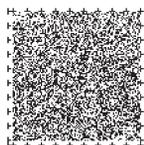
適切に管理されていない空き家は損傷しやすく、台風で外装材や屋根材が飛んだり、地震で倒壊したりする危険性が高くなります。また、ねずみや害虫などが大量発生したり、ごみが散乱したり、外壁の破損・汚れが放置されるなど、衛生上や景観上の問題をもたらすおそれがあります。さらに、ごみの放置による悪臭や、不法侵入者による周辺地域の治安の悪化、庭木のはみ出しによる隣家の損傷などで、近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼす



おそれがあります。空き家が原因で通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性もあります。

● 罰則の適用・強制撤去

空き家を放置し、市区町村から特定空家(※)に認定されると、罰則が適用されたり、強制撤去されたりすることがあります。市区町村は特定空家の所有者に対して適切な管理を促す「助言」や「指導」を行い、それでも改善されない場合は「勧告」や「命令」を行います。所有者が命令に従わない場合は50万円以下の過料に処される場合や、行政による強制撤去などの対応が行われる場合もあります。この場合、撤去などの費用は所有者から徴収されます。

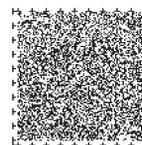


※ 次の状態に当てはまると市区町村から「特定空家」と認定されます。

- そのまま放置すれば倒壊などの危険性が高まるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

● 税金の負担増

土地や家屋を所有していると、固定資産税や都市計画税といった税金がかかりますが、通常は住宅やマンションなどの敷地である「住宅用地」には、課税標準を引き下げる特例が



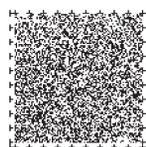
適用されています。しかし、勧告を受けた特定空家の敷地や、管理がされず今後居住する見込みがない空き家の敷地などには、この軽減措置は適用されなくなります。

.....

Q. 2023年に改正された空家法について教えてください。

A. これまでの空家法では、特定空家に認定される前の空き家には市区町村による指導や勧告などができず、増え続ける空き家への対応にも限界がありました。そこで、2023年に空家法が改正され、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家になる前の段階から空き家の適切な管理が図られるよう、「管理不全空家」に対する措置が新設されました。

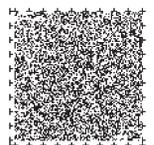
.....



.....

**Q. 「管理不全空家」に認定されると
どうなりますか？**

- A.** 新たな空家法では、放置すれば特定空家になるおそれのある空き家を市区町村が「管理不全空家」として認定し、管理指針に即した管理を行うよう所有者に対して指導できるようになりました。指導してもなお状態が改善しない場合には、市区町村は勧告を行うことができ、勧告を受けた管理不全空家は、特定空家と同様に、敷地にかかる固定資産税などの軽減措置の適用を受けることができなくなります。
-



.....

**Q. 「管理不全空家」の新設以外にも、
改正された点がありますか？**

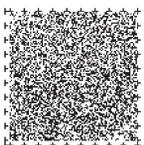
A. 次のような点が改正されました。

● 空家等管理活用支援法人制度の新設

空き家の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人や社団法人を「空家等管理活用支援法人」に指定できるようになりました。指定された支援法人は、空き家の所有者からの相談を受けたり、活用希望者のマッチングを行ったりして空き家の活用を促進します。

● 空家等活用促進区域制度の新設

市区町村が重点的に空き家の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」に設定でき、空き家の所有者に対し、指針に沿った活用を要



請できるようになりました。また、必要に応じて用途規制や前面道路の幅員規制の合理化ができるようになりました。

● 行政による強制撤去等の円滑化

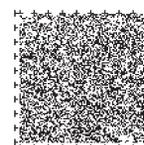
自然災害などの緊急時に迅速な安全確保ができるよう、命令などの手続きがなくても特定空家を強制撤去できる仕組みなどが新たに設けられました。

.....

Q. 所有者として、空き家を放置しないためにはどうすれば良いのでしょうか？

A. 早めに「解体する」「売る」「貸す」などの方針を決めることが大切です。空き家の発生原因は、半数以上が相続によるものなので、親が元気なうちに、関係者で事前に話し合っておきましょう。

.....



.....

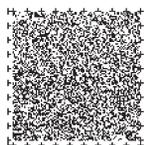
Q. 空き家を「解体する」場合の相談先は？

A. 老朽化した空き家を解体する場合、国や市区町村の補助金を受けられることもあります。空き家がある市区町村のウェブサイトで調べるか、窓口にお問い合わせしてみましょう。また、民間事業者と連携して、解体業者の紹介などを行っている市区町村もあります。

.....

Q. 空き家を売ったり貸したりする前に改修する場合の相談先は？

A. 「店舗にするので耐震性を高めたい」「住宅として貸したいので見栄えを良くしたい」など様々な目的が想定されますので、まずはどんな改修を検討すべきなのか、建築士などの専門家と相談しましょう。一定の要件を満たす



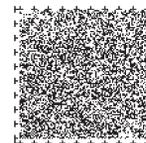
改修工事では、国や各地方自治体の補助金を受けられる場合もあります。国土交通省の「住宅リフォームの支援制度」や住宅金融支援機構の「空き家関連情報サイト」で調べてみましょう。

.....

Q. 空き家をどうするか決められない場合や、適切な管理方法が分からない場合の相談先は？

A. まずは空き家のある市区町村の窓口にご相談してみましょ。市区町村が指定する「空家等管理活用支援法人」から、空き家の管理や活用に関する情報をもらえたり、空き家を買いたい人や借りたい人とのマッチングサポートなどを受けられたりすることがあります。また、市区町村によっては空き家セミナーを開催しているところもあります。

.....



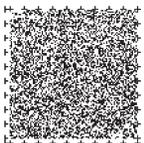
.....

**Q. ほかに空き家を管理する際に
利用できるサービスはありますか？**

A. 空き家にある家財の廃棄やリサイクル、遺品の整理などをしてくれるサービスや、自分で管理できない場合の空き家の管理代行サービスもあります。

.....

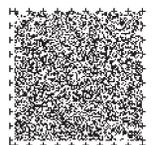
適切に管理されず放置された空き家は大きなデメリットをもたらします。早めに「解体する」「売る」「貸す」などの方針を決め、空き家のリスクから自分や家族、地域を守りましょう。なお、政府広報オンラインでは、空き家の活用方法などについてより詳しく紹介しています。「政府広報オンライン 空き家」で検索してみてください。



インターネット上の 偽情報や誤情報にご注意！

.....

令和6年能登半島地震の発災直後、SNS上では、救助を求めたり被害状況を知らせたりする多くの情報が発信されました。その一方で、偽情報や誤情報も流通・拡散され、救命・救助活動に支障が出るなどの悪影響が生じました。インターネット上の偽・誤情報に惑わされないために、日頃から注意するポイントをご紹介します。

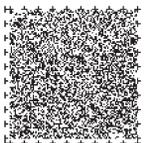


.....

**Q. 例えば災害発生直後に、
SNSで救助を求める投稿を目にしたら、
まずどのような行動をとるべきでしょうか？**

A. インターネット上で発信されている情報は、
全てが真実とは限りません。その投稿の内容
は本当に真実なのか、投稿者は本当に救助が
必要なのか、まずは、情報の真偽を確かめる
ことが重要です。なぜなら、インターネット
上には、人を混乱させ惑わすために意図的・
意識的に作られたウソや虚偽の情報である「偽
情報」であったり、勘違いや誤解により拡散
された間違った情報である「誤情報」もある
からです。

.....



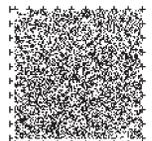
.....

**Q. 人はなぜ偽情報や誤情報に
惑わされてしまうのでしょうか？**

A. 偽情報や誤情報には、まだ誰も知らないことや意外性のあることなど「誰かに教えたいくなる要素」や、願望、希望、その人の正義感を揺さぶるような「感情に訴える要素」が多く含まれている場合があるため、共感・拡散されやすいのが特徴です。

過去の調査では偽・誤情報に気付かなかった人は約75%で、そのうち約20%から30%の人がその情報を信じて拡散させたという結果があり、偽・誤情報は誰でも惑わされる可能性があります。さらに、科学論文によると、偽・誤情報の拡散スピードはとても速く、真実・事実の6倍ともいわれています。

.....

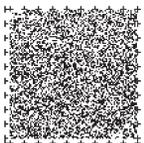


.....

Q. もしインターネット上の偽・誤情報を信じて、特定の人物や出来事などの誤った情報の投稿をしたり、その投稿を流通・拡散させたりしてしまうと、どうなるのでしょうか？

A. その場合は偽計業務妨害や詐欺の罪に問われることや、損害賠償責任を負うこともあります。例えば、2016年の熊本地震の際に、動物園からライオンが逃走しているという虚偽の文章と写真がSNS上に投稿され、動物園や警察に問合せが殺到したというケースがあり、投稿者は偽計業務妨害の容疑で逮捕されています。

.....



.....

**Q. 偽・誤情報に惑わされないためには、
どうすれば良いのでしょうか？**

A. インターネット上などで情報に接する際は、
次のポイントを確認するよう心掛けましょう。

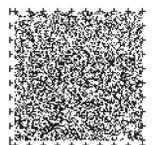
●基本のチェックポイント

①情報源を確認する

その情報はどこから、いつ発信された情報か、
根拠となる情報が今も存在しているかの確認
が必要です。情報源が海外のニュースや論文
ならその情報源を確認し、理解できるかも重
要です。

②発信者を確認する

専門知識や必要な資格を持った人が、責任を



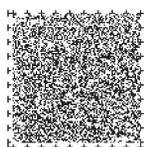
持って発信している情報かの確認が必要です。過去に偽・誤情報を発信して批判されている人、その情報に関連する情報や商品を買っている人の話もすぐに信用するのは危険です。

③ 他の人や他のメディアの意見を確認する

他の人や他のメディアの意見の確認が重要です。反論している人がいたり、別の内容で報じているメディアや、誤りであることを指摘しているメディアがあるかもしれません。

④ 画像が本物かどうかを確認する

臨場感のある画像は情報を信じやすくさせますが、その画像を画像検索したら、全く同じ画像が複数ヒットしたり、過去に撮影された全く無関係のものであったりする場合があります。画像が本物かどうかの確認が重要です。



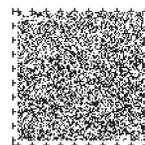
●さらに注意したいポイント

①「知り合いからの情報」こそ、慎重に対応・判断する

人間は親しい関係の人から聞いた情報をより信じやすい傾向にあり、これが偽・誤情報が拡散しやすい原因の一つになっています。すぐに信じることはせず、より慎重に対応・判断するようにしましょう。

②「表やグラフ」を疑う

表やグラフの中には、何の裏付けもなく作られたものや、情報発信者にとって都合の良い数字だけを良く見えるようにしているものがあります。数字が正しくなっているか、出典元があるかどうかなど、よく確認するようにしましょう。



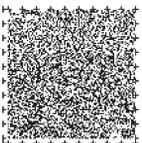
③ 発信や拡散の動機を見極める

「その情報で得をするのは誰か、そして、その情報で損をするのは誰か」という視点で冷静に情報を見直してみましよう。目立ちたい、うわさやデマが広がると愉快、表示回数を稼いで儲けたいなどの動機が見えてくる場合があります。

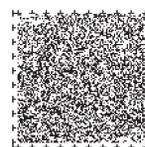
④ ファクトチェックの結果を参考にする

ニュース報道や情報が「事実に基づいているか」を調査・検証して公表する活動を「ファクトチェック」と言います。判断に迷ったときは、国際的な認証を受けたファクトチェック団体、大手メディアやネットメディア、非営利組織などが実施しているファクトチェック結果を参考にしてみるのが大切です。

.....

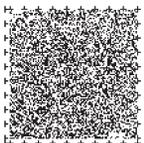


私たちは誰もが偽・誤情報に惑わされる可能性があります。“自分は大丈夫”と安心している人ほど、惑わされやすいのです。内容が分からなかったり、又は、誰かを傷つけたり、社会・経済を混乱させたりする可能性がある情報なら拡散しないことが大切です。次に、情報を拡散しようと思ったときは一旦手を止めて、「間違いかもしれない。全く異なる情報が出ていないかな？」と確認するようにしましょう。なお、政府広報オンラインにおいて、インターネット上の偽・誤情報についてより詳しく紹介しています。「政府広報オンライン 偽・誤情報」で検索してみてください。



国産木材を利用して、 日本の森林を 元気に保ちましょう

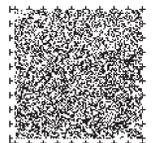
森林は、木材などの生産に加え、水源を蓄え、土砂災害を防止し、生物多様性を保全するほか、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）の吸収など、様々な役割を果たしています。その森林を守っていくため、生活の中で木材を積極的に利用していくことが大切です。ここでは国産木材を利用して森林を守る仕組みをご紹介します。



.....

Q. 国産木材の利用を促進する意義について、「木材を使うこと」と「森林を守ること」は、矛盾しないのでしょうか。

A. 森林には大きく2つの種類があります。1つは国立公園や世界遺産などに指定されている天然林や原生林などの「保護すべき森林」、もう1つは、人が木材を利用するために木を植え、育てている「人工林」です。戦後の木材需要の拡大に伴い木材の供給量は増加していき、それにあわせて、国内の人工林は、若い森林を育てる時代に入りました。現在、これまで育ててきた人工林の5割以上が木材として利用可能な50年生以上を迎えました。これからは、伐採した木材を利用し、伐採後に新たな森林を育てる「森林資源の循



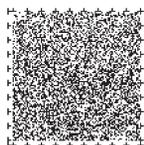
環利用」をすることが2050カーボンニュートラルを実現するためにも求められています。

.....

**Q. 「森林資源の循環利用」とは、
どのようなことですか？**

A. 健全な森林を育てるためには、ただ木を植えるだけではなく、成長に伴って過密となった森林の密度を調整するため、適度に木を^き伐って間引く「間伐」などの手入れを行いつつ、育てば伐採して、建築物や家具などに利用し、また新たな木を植えるといった一連のサイクルが欠かせません。

間伐などの整備が行われることによって、地表近くまで日光が届き、根や幹の成長が促進され、下草が生えることで豊かな土壌が育ま

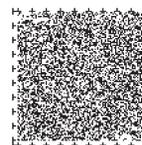


れて土砂崩れを防ぐなどの機能を発揮します。また、適切に伐採し若返りを図ることでCO₂の吸収量が向上し、無花粉スギなどに植え替えることで花粉症対策にも寄与します。私たち一人ひとりが国産の木材を利用すれば、その販売利益によって森林を植え、育てることに還元され、日本の森林と林業を守ることにつながります。

.....

Q. 木材がもたらすメリットを具体的に教えてください。

A. 身の回りで木材を利用することは、私たちの生活に次のような大きなメリットをもたらします。

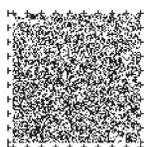


● 地球温暖化を防ぐカーボンニュートラルの実現への貢献

森林にはCO₂を吸収し、炭素を固定化する機能があるため「炭素の貯蔵庫」と呼ばれています。

この機能は、伐採された後の木材やその木材に加工がされた後も、燃やさない限り変わりません。そのため、成熟した木々を収穫し、住宅を建てれば、森林と同じような貯蔵庫が都市にもできるのです。このことから、木造住宅は「第二の森林」、「都市の森林」などと言われています。

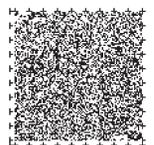
また、木材は製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリートなど他の建築資材よりも少ないため、排出削減にもつながります。



● 木材を使った内装で豊かな生活に

木造建築は、通気性や調湿性、断熱性に優れていて、高温多湿な日本の風土に適しており、消臭や抗菌、ダニやアレルギー物質の防除といった効果もあります。さらに、滑りにくく、転倒時の衝撃を緩和するなど、住まいの安全・安心への効果も検証されつつあります。また、これまでの研究では、住宅の天井や床、内装に木材を使用することで、体をリラックスさせる、良い眠りを引き出す、こどもの集中を助けるといった心身への効果も報告されています。

.....



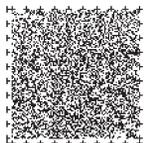
.....

Q. 木の効果を利用した

「木育」について教えてください。

A. 「木育」は、こどもだけでなく、大人までのすべての人を対象に、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組として、全国で広がっています。木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップ、関係者間の情報共有やネットワーク構築などを促すイベントの開催など、様々な活動が行政や木材関連団体、NPO、企業などの幅広い連携により実施されています。

.....

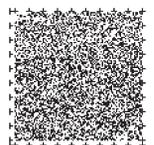


.....

**Q. 木材の利用を促進するために、現在はどう
ような取組が行われているのでしょうか？**

A. 林野庁では、2005年度から「木づかい運動」を展開しています。近年では「ウッド・チェンジ」を合い言葉に、情報発信や普及イベントの開催など、木材を利用する意義を周知する取組を推進しています。ウッド・チェンジロゴマークの活用も通じて、木づかい運動の輪を広げつつ、2021年には、林業関係者や木材供給団体、建設業界、地方自治体などが幅広く参画する「ウッド・チェンジ協議会」が発足しました。

.....

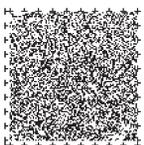


.....

**Q. 法律の改正や「木材利用促進月間」
についても教えてください。**

A. 2010年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、公共建築物における床面積ベースの木造率は2010年の8.3%から2021年には13.8%まで上昇しました。こうした取組を民間の建築物にも拡大するために、2021年に同法が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と名称が改められました。

さらに、国民に広く木材利用の促進について関心と理解を深めてもらうため、漢数字の「十」と「八」を組み合わせると「木」になることにちなみ、10月8日が「木材利用促



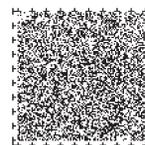
進の日」、10月が「木材利用促進月間」と法律の中で定められています。

.....

**Q. 木材利用の促進は、
海を守ることにもつながるのですか？**

A. 私たちの暮らす日本は、森と海に囲まれた自然豊かな国です。「森は海の恋人」とも言われるように、海が豊かな生物を育むにも、その川上にある森林が豊かであることが欠かせません。

そうした森と海との関係から、海を象徴するサザエさん一家が、2023年4月から木材利用促進活動に協力してくれることになりました。その名も「森林の環（もりのわ）応援団」です。森林資源の循環利用の意義について、より多くの人に知っていただけるよう、これ

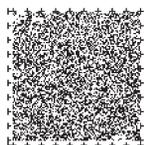


からもサザエさん一家とともに、様々な活動を展開していきます。

また、国産木材の利用について、政府広報オンラインで紹介していますので、「政府広報オンライン 国産木材」で検索してみてください。

.....

木材を利用するメリットは、環境への貢献だけでなく、住まいの安全・安心や心身のリラックスなどにも効果を発揮します。身近なものを木材に変えることで、私たちの生活はより豊かになると言えるでしょう。「ウッド・チェンジ」を合い言葉に、「木づかい運動」が展開されている今、私たち一人ひとりにできることも考えていきましょう。



この広報誌は、「政府広報オンライン」でも
お知らせしています。
また、音声によるご案内もしています。

● 政府広報オンライン ●

点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

ふれあいらしんばん

検索

音声広報CD「明日への声」

明日への声

検索

点字・大活字広報誌

ふれあいらしんばん

Vol. 98

2024年7月発行

発行 ● 内閣府政府広報室

制作 ● 株式会社日本リサーチセンター

